

5 新規就農者を雇用した法人等への支援策

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
1	山形県	経営継承サポーター設置支援事業（新規）	・第三者継承後に、経営移譲者（出し手）と雇用期間の定めのある雇用契約を締結し、その指導・助言を受ける経営継承者（受け手） ・令和6年4月1日以降に農業経営を開始する受け手	出し手を雇用するために必要な経費（賃金、保険料等）に対し、月10万円を上限に支援（6か月以内）。最長2年間（ただし、2年目は月5万円×6か月）	2月末まで実施（助成金交付要綱策定中）	予算の範囲内（事前に要相談）	（公財）やまがた農業支援センター	023-673-9888	今後、やまがた農業支援センターHPに掲載予定
2	⑧西川町	農業担い手育成事業	町内の農業法人等	新規就農者を雇用した法人等に対する支援。 10万円/人	随時募集	予算の範囲内	みどり共創課	0237-74-2113	—
3	⑳白鷹町	新規就農者育成支援事業（雇用促進支援）	・雇用主と新規就農者等の間で雇用契約が締結されており、当該年度の末日時点で雇用が継続されていること。 ・新規就農者等の雇用の際、新規就農者等が必要とする農業用物件等の導入費用であること ・白鷹町新規就農者受入協議会に所属している者 ・農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けている者 ・導入する農業用物件等が雇用主の名義で購入又は賃貸借契約等の締結がされたものであること ・車両導入においては、賠償責任等に応じるに足りる損害保険に加入していること	雇用主が雇用に際し必要となる農業用物件等の導入費用1/2又は50万円のいずれか低い額を助成	随時	予算の範囲内	農林課	0238-85-6107	<a href="http://www.town.shirataka.lg.jp/">http://www.town.shirataka.lg.jp/</a>
4	㉑鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業（雇用就農者スキルアップ促進支援事業）	農業法人、農事組合法人等	研修修了後5年を経過しない新規就農者である従業員又は構成員による農業用機械免許等の取得に要する費用。 対象となる従業員1名につき、事業費の1/2又は6万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	<a href="https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html">https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html</a>